

第5編 資料

- 第2次西伊豆町総合計画策定の経緯
- 諮問・答申
- 答申の意見・要望
- 西伊豆町総合計画審議会条例
- 第2次西伊豆町総合計画審議会委員名簿
- 西伊豆町まちづくり懇話会設置要綱
- 西伊豆町まちづくり懇話会委員名簿
- 西伊豆町総合計画策定庁内会議設置規程
- 第2次西伊豆町総合計画策定体制
- 住民アンケートの概要
- 用語解説
- 町章・町の花・町の木

第5編 資料

第2次西伊豆町総合計画策定の経緯

令和6年 5月10日 ～ 5月31日	・住民アンケート調査を実施
5月31日	・第1回総合計画策定庁内会議を開催
//	・まちづくり懇話会委員12名を委嘱し、第1回会議を開催
6月20日	・第2回まちづくり懇話会を開催
6月14日	・第2回総合計画策定庁内会議を開催
6月24日	・第3回総合計画策定庁内会議を開催
6月26日	・第2次総合計画基本計画素案作成のため、町職員（主幹・係長）を招集し、係内・課内検討部会において素案作成を開始
8月19日	・第4回総合計画策定庁内会議を開催
9月30日	・第3回まちづくり懇話会を開催
10月 1日	・第5回総合計画策定庁内会議を開催
10月15日	・総合計画審議会委員21名を委嘱し、第1回会議を開催
10月29日	・係内・課内検討部会を経て最終案が完成
11月 5日	・第2回総合計画審議会を開催 ・第2次総合計画（基本構想・基本計画）（案）を総合計画審議会へ諮問 ・本諮問をもって、まちづくり懇話会を解散
12月 6日	・第3回総合計画審議会を開催 ・第2次総合計画（基本構想・基本計画）（案）に対する意見交換
令和7年 1月14日	・第4回総合計画審議会を開催 ・第2次総合計画（基本構想・基本計画）の最終案と、「答申の意見・要望」に対する意見交換
1月27日	・第2次総合計画（基本構想・基本計画）（案）を町長へ答申 ・本答申をもって、総合計画審議会を解散

諮問・答申

西まち企第 279 号

令和 6 年 11 月 5 日

西伊豆町総合計画審議会

会長 高井 廣 様

西伊豆町長 星野 淨晋

諮問書

この度、「第 2 次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）」を別紙のとおり
定めたので、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 1 月 27 日

西伊豆町長 星野 淨晋 様

西伊豆町総合計画審議会

会長 高井 廣

第 2 次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）について（答申）

令和 6 年 11 月 5 日付け西まち企第 279 号をもって当審議会に諮問された、「第
2 次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）」について、審議した結果、本
案は妥当なものと認め、別紙意見・要望を付して答申します。

答申の意見・要望

○ 基本構想について

第2次西伊豆町総合計画策定時に掲げた、まちの将来像である『“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち』は、本町に生まれ育った人々や訪れる人々、それぞれが共に参加し、協働し、助け合いながら、心豊かで住みやすいまちづくりを目指しています。この将来像の実現のため、積極的に施策を展開し、また、人口減少・少子高齢化の対応は、全ての施策において共通する課題として、引き続き検討されるよう要望します。

○ 基本計画について

人口減少と少子高齢化の進む町の方向性を示す指針としては、概ね評価できるものと考えます。

なお、計画目標を着実に推進するためには、町長の強いリーダーシップの下、職員が現状と、施策推進の必要性を十分に認識することが重要であり、計画内容と推進状況を町民に分かりやすく公表し、町民の理解を得ながら取り組んでいくことを望みます。

また、審議の過程で指摘された事項のうち、具体的に対処すべきと思われる事項について、下記により意見を付します。

記

1 総括的事項

- ① 総合計画がまちづくりの指針であることを認識し、施策の推進にあたっては、目指す将来像の実現に向けて計画的に実施されるよう望みます。
- ② 本計画の施策が単に文章表現で終わることないように、数値管理に沿った事業の進捗管理をするとともに、少なくとも年1回は、事業成果等について住民説明会を開催し、意見交換をしながら施策を進めることを望みます。

- ③ 本町にとって特に重要な課題である、少子・高齢化の急速な進行への対策と、今後、逼迫が予想される町財政の健全化など、重要課題に対して、より一層力を入れた施策の展開を望みます。

2 計画全般について

- ① 各施策の実施においては、財政見通しを踏まえ、住民アンケートなどを活用しながら、有効な事業を選択して進めるとともに、PDCAサイクルを確立し、毎年度の達成度などを住民にわかりやすく示すよう、また、後期計画の総括として検証会を実施することを望みます。
- ② 全体を通して、住民の誰にも分かりやすく利用しやすい計画になるよう、言葉やデザイン等を工夫してください。
- ③ 各施策は、互いに関連している部分もたくさんあり、施策1つずつを取り組んでも解決しないものは、各担当が連携を密にして施策を組み合わせるなど、様々な側面からの対策により解決していくよう望みます。
- ④ 当町だけでの実施が難しい事業などは、近隣市町等との連携も視野に入れて進めることを望みます。

3 豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり

- ① 町内の面積の8割以上を占める山林を有効活用しつつ、夏季以外での集客力を高めるため、トレッキングやトレイルランニング、クロスカントリーなどが開催できる体制の整備を望みます。
- ② 現在、耕作されていない農地を生かし、西伊豆ならではの農産物を作り、ブランド化するなど、農業振興の積極的な取り組みを望みます。
- ③ 農業衰退の原因は、労力等に見合った収入が得られないことだと考えます。大規模化は難しいため、果物など高単価な作物への転換や、付加価値をつける加工への支援を望みます。

- ④ 子どもへの教育においても農地を有効活用し、食育を進めるとともに農業への興味を持ってもらう取り組みの検討を望みます。
- ⑤ 「森は海の恋人」とも言われます。海を豊かにするには山の整備が欠かせませんが、山仕事ができる人が少ないので、研修を支援するなど、山仕事の魅力を伝えていく施策の充実を望みます。
- ⑥ 町内の宿泊施設や飲食店の活性化のため、観光客が少ない時期には住民の利用を促すよう、サンセットコイン事業の更なる推進を望みます。
- ⑦ 様々な業種で人手不足が深刻な問題となっており、このままでは近い将来、維持できなくなるため、児童等への職業体験について、県とも協力し、積極的に実施することを望みます。

4 夢を語れる人を育むまちづくり

- ① こども園、学校、お年寄りの施設等を総合的に考えて、異年齢の人たちが交流し合えるような文教施設の整備を検討することを望みます。
- ② 西伊豆町の歴史を知る資料として、以前の合併記念で発行された本や、昔の風景写真などをホームページなどで公開することを望みます。

5 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

- ① 大規模災害発生時の連絡通信手段として、スターリンク（衛星ブロードバンドインターネット）等の導入を望みます。
- ② 防災拠点となる施設への太陽光パネル及びバッテリーの導入を望みます。
- ③ 被害状況の確認、孤立集落への情報伝達、物資輸送などに有効活用するよう、ドローンを円滑に利用できる体制の整備を望みます。

- ④ 災害時の速やかな復旧・復興に向け、被災時における地元建設業者の、より一層の連携強化のための仕組み作りを望みます。
- ⑤ 防災ハザードマップの定期的な見直しと、町民への個別避難計画作成の推奨を望みます。
- ⑥ 防災ハザードマップの見方などについて、地区説明会の開催を望みます。
- ⑦ 警察と連携し、外国人の不法滞在や不法就労などがなく、チェック体制の強化を望みます。
- ⑧ 匿流犯罪^(※)や、詐欺電話等の防犯のための啓発推進を望みます。
- ⑨ 町内の要所に防犯カメラを設置すること、また、一般家庭で防犯カメラを設置する場合の費用補助について、検討を望みます。
- ⑩ 防犯面、また、通行の安全面などから、人が近づくと点灯する街灯の設置について検討することを望みます。

6 地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり

- ① 高齢者だからこそできる技を活かしたものづくり、野菜づくり、縫製、郷土の伝統食づくりなどを活かし、高齢者が生きがいと張り合いを持って働けるような施策の推進を望みます。
- ② 障害者福祉の充実に向け、階段昇降機や自動車改造費への助成を望みます。
- ③ 地域の子どもたちが雨の日でも遊べる場所の整備を望みます。
- ④ 住民主体の生活支援サービス登録地区を増やすに当たっては、運営できる体制をしっかりと整備し、着実に進めることを望みます。

- ⑤ 要介護者や一人暮らし高齢者は役場での手続きが困難なため、必要となる手続きについて、なるべく役場に出向かなくても済むよう検討するとともに、地域での見守り、生活支援体制の更なる強化を進めるよう望みます。

7 快適な生活ができるまちづくり

- ① 高齢化が進み、今後、免許証を返納する人も増えていくため、ライドシェアの導入など、移動困難者を出さないための施策の検討を望みます。

8 住民と行政が一体となったまちづくり

- ① 田舎には不便だからこそその良さがあり、都会と同じようにしなくても良いと思います。人口が少なくても、そこに住む人々が笑顔で元気に生活できるような、持続可能なまちづくりの推進を望みます。
- ② 身分証明書の偽造が巧妙になっています。役場の手続きにおいても、身分証明書をカードリーダーで必ず確認するなど、本人確認を十分に行い、引き続き確実な事務が行われることを望みます。

西伊豆町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町長の諮問に応じ西伊豆町の総合計画について審議するため、西伊豆町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各産業分野の経験者等
- (3) 各種団体

(任期)

第3条 委員の任期は当該諮問に係る答申の終了によって満了するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長の許可を受けたものは会議に出席し、意見を述べることができる。

(審議会)

第6条 審議会の事務局は、まちづくり戦略課におく。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

第2次西伊豆町総合計画審議会委員名簿

No.	役職等	氏 名	選出基準 (第2条)	備 考
1	会 長	高井 廣	3号	仁科区長会長
2	副会長	塩澤 一志	2号	観光協会長
3	委 員	長嶋 孝喜	1号	民生委員児童委員協議会長
4	//	影山 やえみ	1号	教育委員
5	//	土屋 有一	1号	西伊豆中学校長
6	//	磯 清彦	2号	農業委員会会長代理
7	//	山田 雅志	2号	伊豆漁協仁科支所担当理事
8	//	国本 正徳	2号	商工会長
9	//	鈴木 明彦	3号	社会福祉協議会長
10	//	藤井 冴美	3号	地域活動者連絡会長
11	//	平馬 吉晴	3号	体育協会長
12	//	鈴木 藤敬	3号	シルバー人材センター理事長
13	//	佐野 ひで子	3号	消費生活研究会長
14	//	下川 智弘	3号	消防団長
15	//	田中 耕造	3号	老人クラブ連合会代表
16	//	角屋 美子	3号	女性会代表
17	//	西島 洋子	3号	文化協会長
18	//	山下 幸永	3号	田子区長会長
19	//	藤井 文憲	3号	安良里自治会長
20	//	浅賀 丈吉	3号	宇久須区長会長
21	//	佐々木 紀光	3号	まちづくり懇話会長

(任期：令和6年10月15日から令和7年1月27日) ※順不同・敬称略

西伊豆町まちづくり懇話会設置要綱

（設置）

第1条 広くまちづくりについて意見等を聴取するとともに、西伊豆町総合計画の円滑かつ効率的な策定を図るため、西伊豆町まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇話会は、20人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、当該計画について総合計画審議会に諮問することをもって満了するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

西伊豆町まちづくり懇話会委員名簿

No.	役職等	氏 名	備 考
1	会 長	佐々木 紀光	商工会推薦
2	副会長	山本 淳美	伊豆漁協（安良里・田子）推薦
3	委 員	鷹野 純也	観光協会推薦
4	//	山本 可奈子	農業経営推進会推薦
5	//	角屋 祐貴	いなづさ林業 西伊豆支店推薦
6	//	藪田 栄和	社会福祉協議会事務局職員
7	//	高木 齊	スポーツ推進委員推薦
8	//	藤井 有希恵	賀茂小学校 P T A 会長
9	//	萩本 泰宏	賀茂小学校 P T A 副会長
10	//	山本 友也	仁科小学校 P T A 会長
11	//	藤田 幸恵	家庭教育委員会会長
12	//	小村 麻衣花	地域おこし協力隊卒業者

（任期：令和6年5月31日から令和6年11月5日） ※順不同・敬称略

西伊豆町総合計画策定庁内会議設置規程

（設置）

第1条 西伊豆町総合計画策定に関する具体的な計画素案及び資料等の作成並びに総合実施計画等の作成及び庁内各部局の連絡協議をするため、総合計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 庁内会議の委員は、副町長、教育長及び管理職（課長又は課長担当職）にある者をあてる。

（会長等）

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は副町長をもってあて、副会長はまちづくり戦略課長とする。

3 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集し会議を掌る。

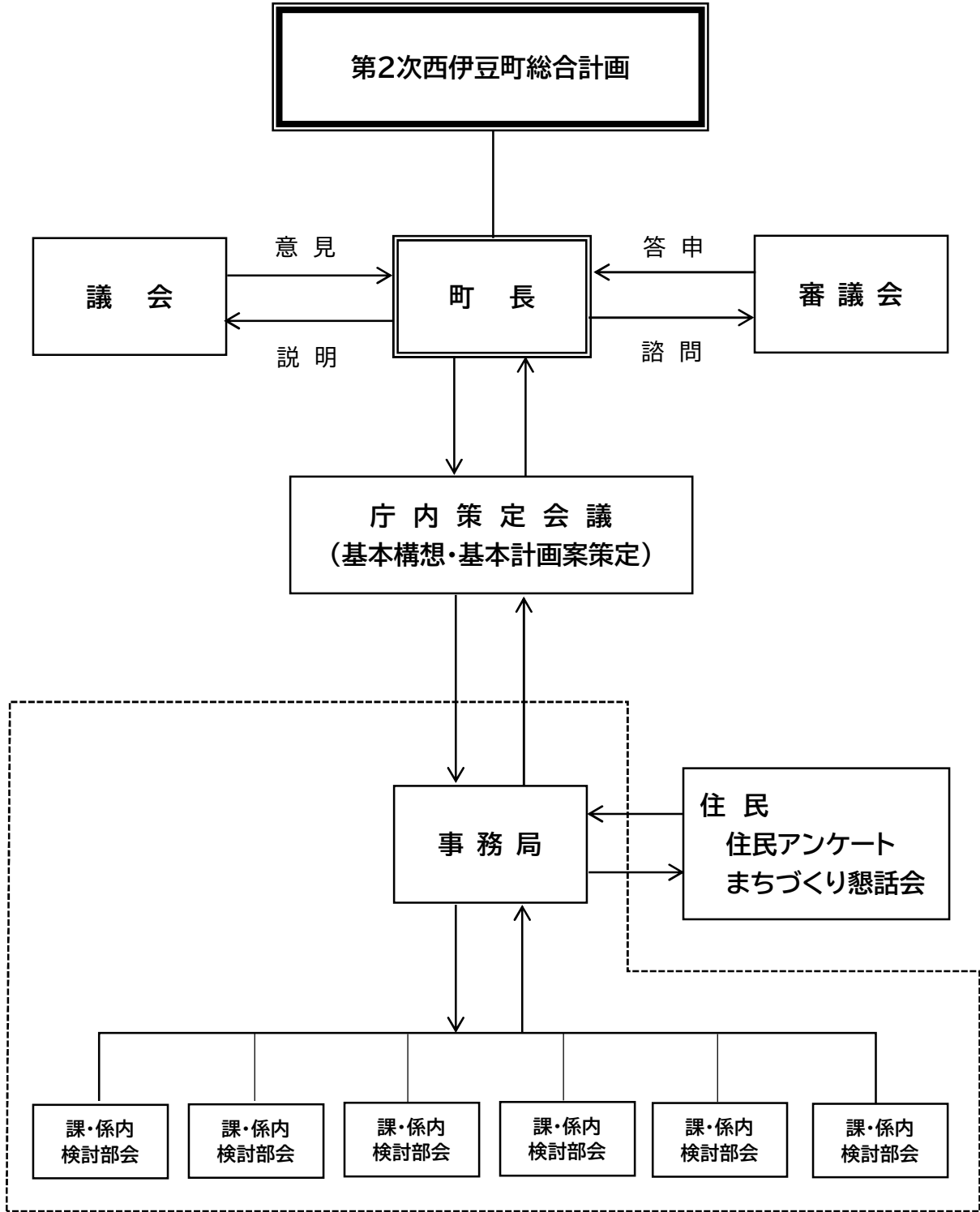
（事務局）

第5条 庁内会議の事務局は、まちづくり戦略課におく。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2次西伊豆町総合計画策定体制

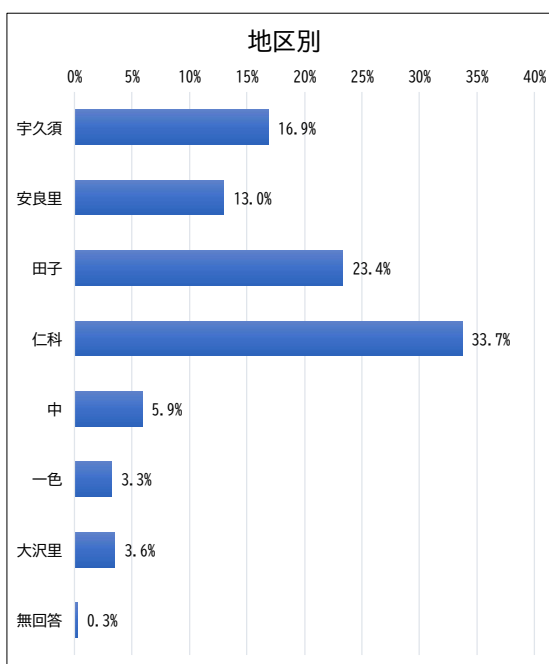
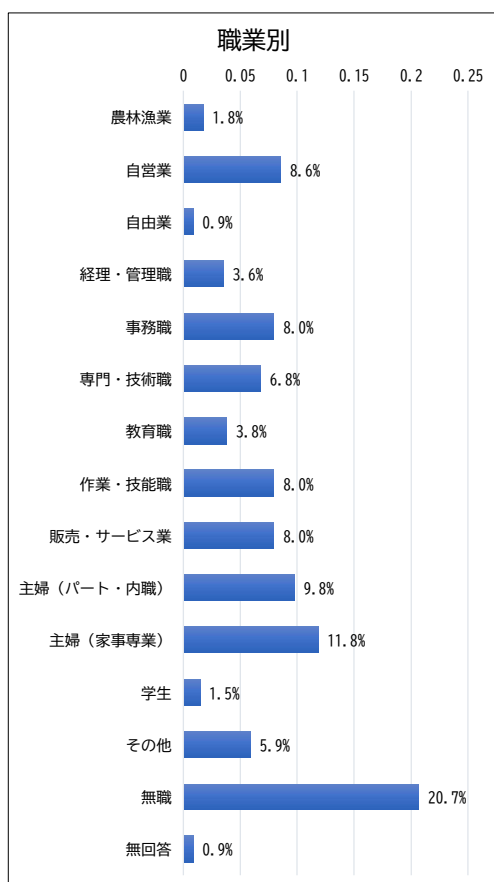
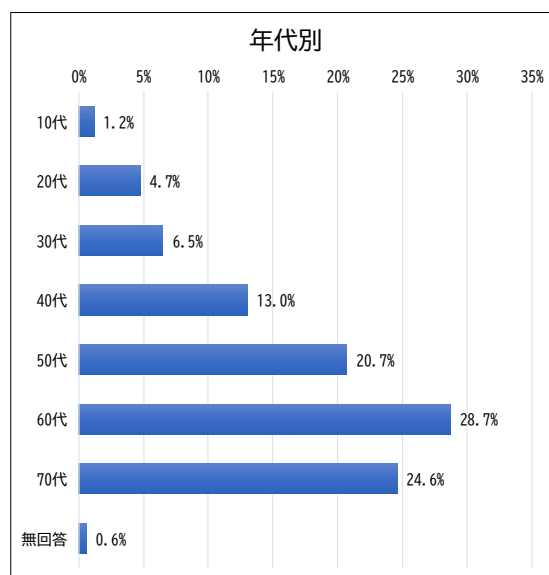
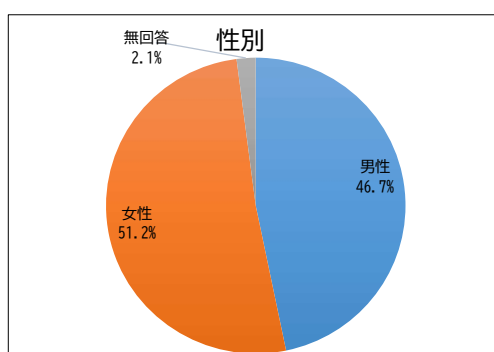


住民アンケートの概要

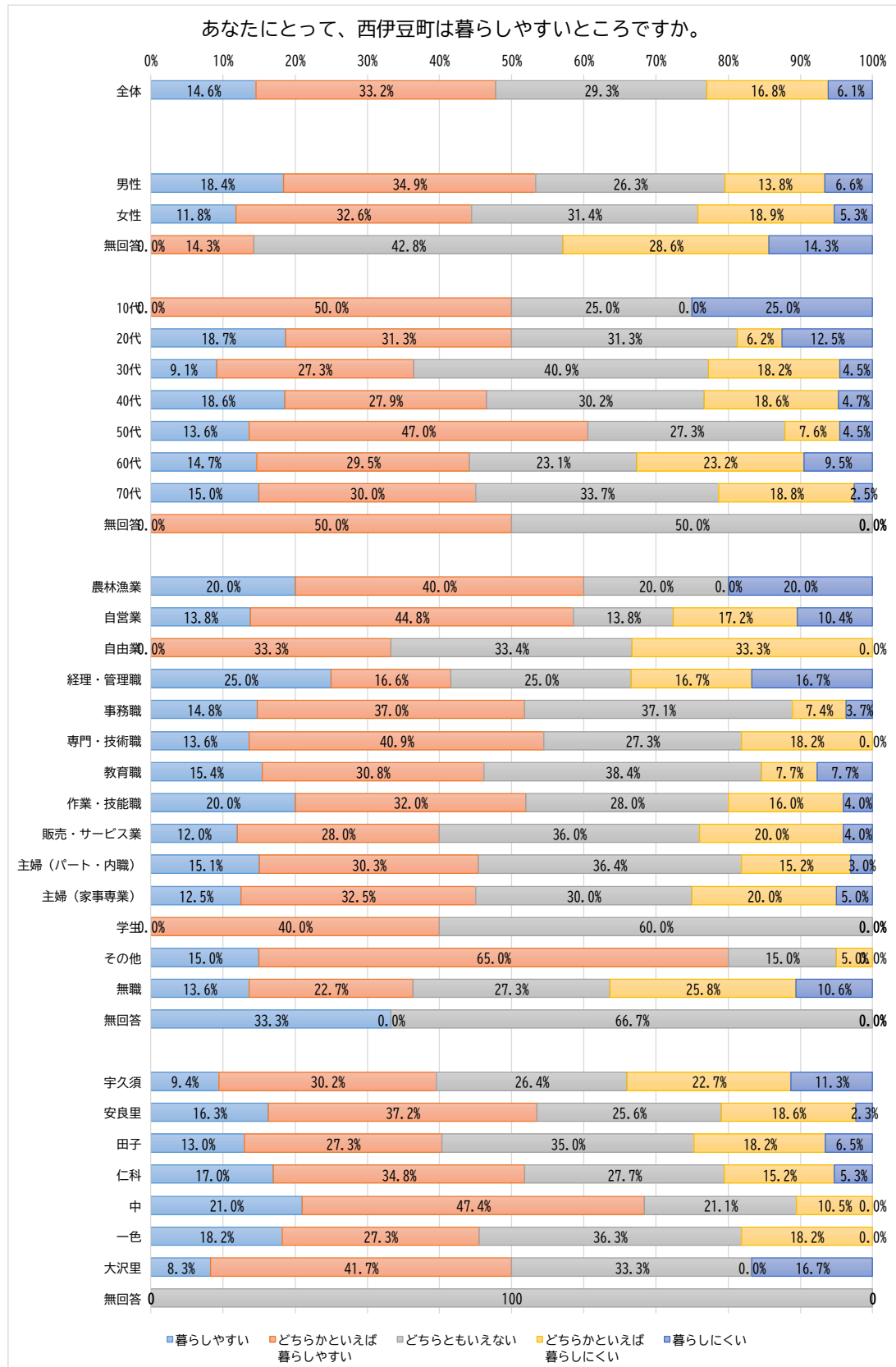
①調査の概要

- ・調査対象：町内在住の18歳以上75歳未満の方1,000人
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為に抽出
- ・調査方法：郵送（無記名回収）方式
- ・調査期間：令和6年5月10日～5月31日
- ・回収数：338票（回収率34%）

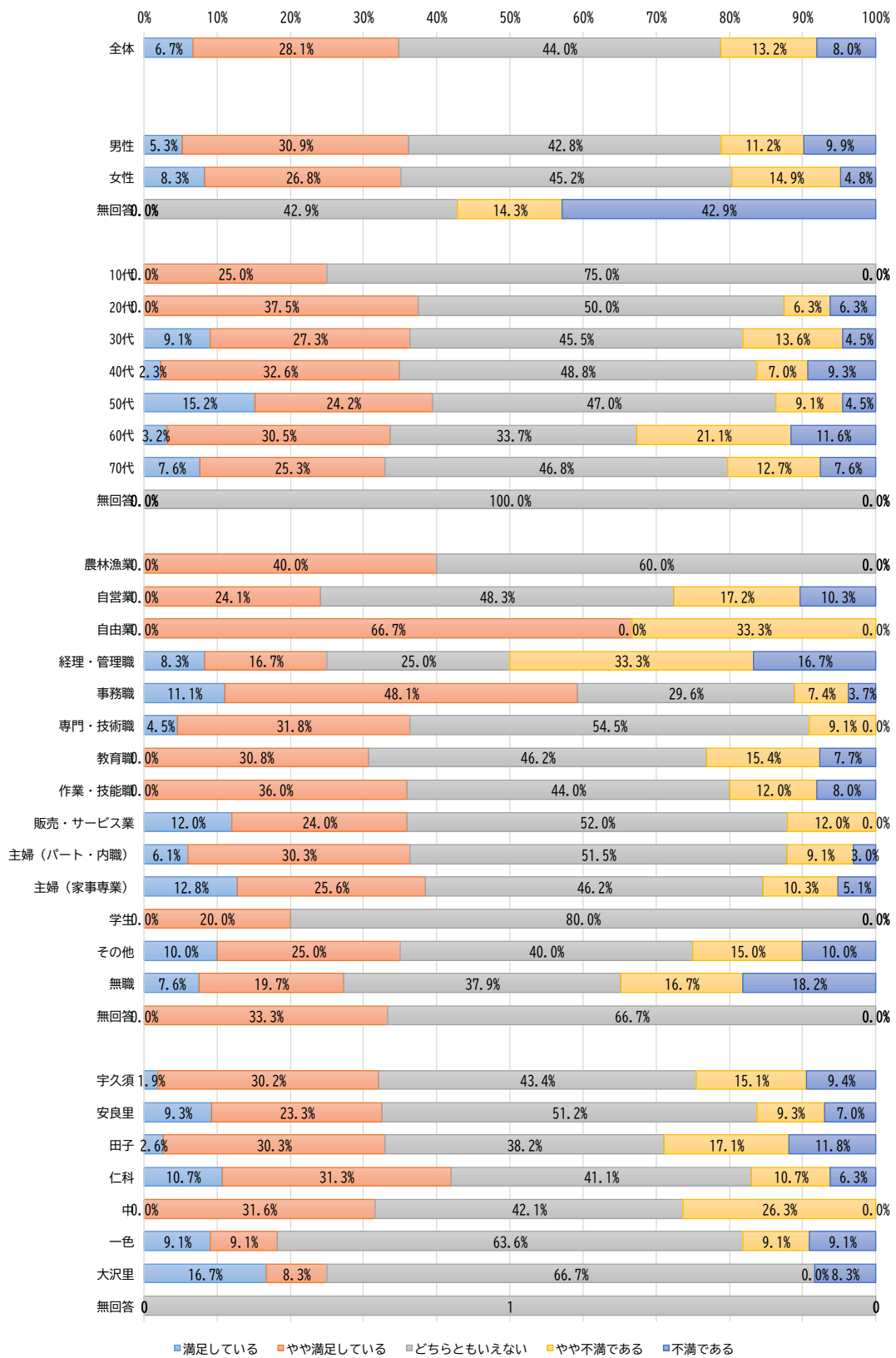
②調査回答者の属性



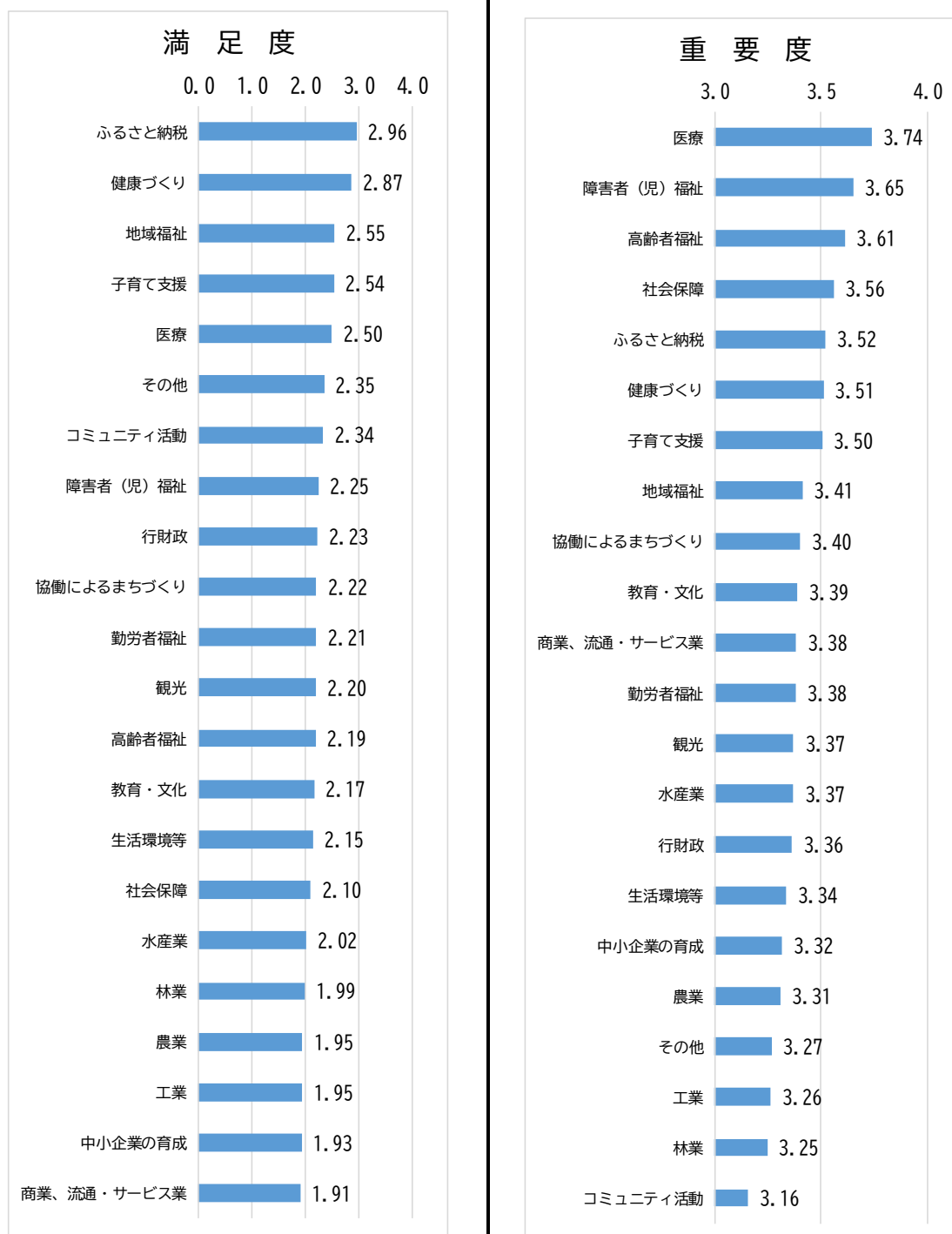
③暮らしやすさと行政施策全般の満足度



あなたは、西伊豆町の行政施策全般についてどの程度満足していますか。



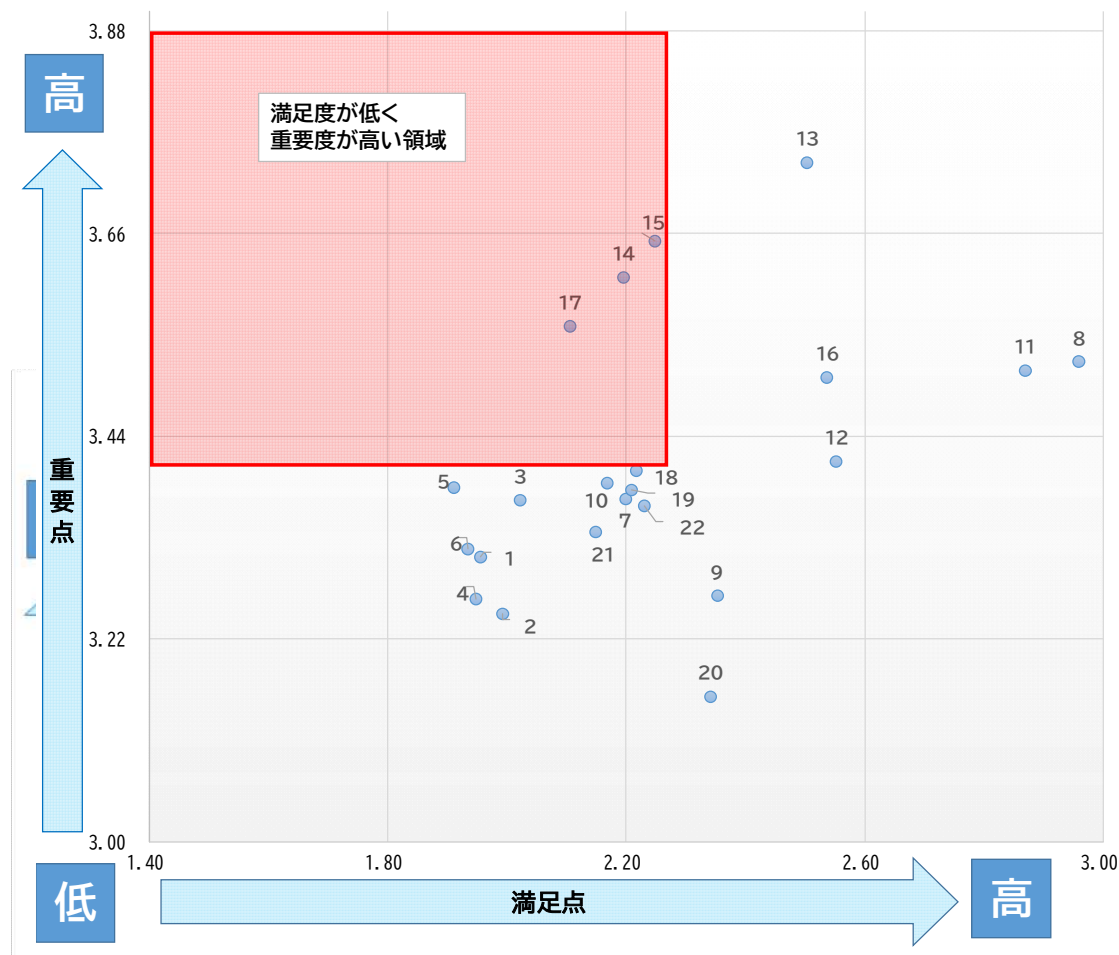
④施策の満足度と重要度（分野別）



- ・満足度については、「満足」を4、「やや満足」を3、「やや不満」を2、「不満」を1とした合計値の平均で、「わからない」と無回答は除外しています。
- ・重要度については、「重要」を4、「やや重要」を3、「あまり重要でない」を2、「重要でない」を1とした合計値の平均で、「わからない」と無回答は除外しています。

⑤施策の分布図による分析（分野別）

重要度と満足度の関係を表しています



凡例

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 農業 | 12 地域福祉 |
| 2 林業 | 13 医療 |
| 3 水産業 | 14 高齢者福祉 |
| 4 工業 | 15 障害者（児）福祉 |
| 5 商業、流通・サービス業 | 16 子育て支援 |
| 6 中小企業の育成 | 17 社会保障 |
| 7 観光 | 18 協働によるまちづくり |
| 8 ふるさと納税 | 19 勤労者福祉 |
| 9 その他（特産品・移住定住） | 20 コミュニティ活動 |
| 10 教育・文化 | 21 生活環境等 |
| 11 健康づくり | 22 行財政 |

満足度が低く重要度が高い領域

用語解説（50 音順）

あ 行

ICT（掲載ページ：P.52、54、97、99）

＝情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術（Information and Communication Technology）

伊豆西南海岸観光誘客推進協議会（掲載ページ：P.30）

＝西伊豆町、松崎町、南伊豆町の行政と観光協会で構成され、協同して伊豆西南地域の観光・誘客宣伝を行う組織。

伊豆半島ジオパーク（掲載ページ：P.4、18、30、31）

＝静岡県伊豆半島は、3つのプレートがひしめき合う本州において、唯一フィリピン海プレートの上に位置し、度重なる地殻変動や火山活動により形成され、2018年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）から世界ジオパークに認定された。なお、ジオパークとはジオ（大地）と公園（パーク）を組み合わせた言葉。

インバータ化（掲載ページ：P.103）

＝ポンプの回転数を自動制御し、必要最低限に抑えることにより節電効果を得ること。

インバウンド（掲載ページ：P.30）

＝外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

インフルエンサー（掲載ページ：P.30）

＝多くの人に影響を与える情報発信者のこと。

（一社）美しい伊豆創造センター（掲載ページ：P.30）

＝「伊豆を一つに」をテーマに世界から賞賛され続ける地域を目指して策定された「伊豆半島ブランドデザイン」を推進するため、2015年4月に伊豆半島13市町で設立した組織。伊豆半島の地域活性化のため、基幹産業である観光産業の振興に注力し、2018年観光庁から「日本版DMO」としての認定を受けている。

SNS（掲載ページ：P.30、71、97）

＝web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。（Social Networking Service）

オープンデータ（掲載ページ：P.97、98）

＝インターネットなどを通じて、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

か 行

外国語指導助手（ALT）（掲載ページ：P.54、55）

＝小・中・高校の児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に、英語の授業で日本人教師を補助する外国語を母国語とする外国語の指導助手のこと。

関係人口 （掲載ページ：P.22、44、135）

＝移住した「定住」でも、観光に来た「交流」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

景観計画 （掲載ページ：P.18）

＝景観法に基づき、景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等を定め、景観に関するまちづくりを進める基本的な計画のこと。

健幸 （掲載ページ：P.23、74、75）

＝健康で幸せ。身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること。

権利擁護 （掲載ページ：P.80）

＝自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の意思を代弁すること。

交流人口 （掲載ページ：P.22、36、44）

＝外部から、ある地域に何らかの目的（観光など）で訪れる人口のこと。

国際交流員（C I R） （掲載ページ：P.54）

＝高い日本語能力を活かし、地方公共団体の国際交流機関や担当部署で国際交流活動など、地域における国際化の推進に取り組む交流員のこと。

国際ボランティア学生協会（通称 I V U S A） （掲載ページ：P.44、45）

＝国際協力、災害救援、環境保護、地域活性化、子どもの教育の5つの分野で、大学生が主体となって、国内外の活動を行っているNPO団体。

IVUSAは通称。（International Volunteer University Student Association）

さ 行

サテライトオフィス （掲載ページ：P.42、43）

＝本社ではない小規模オフィスや遠隔勤務用の施設のこと。

指定管理者制度 （掲載ページ：P.112）

＝地方公共団体などに代わり、公共施設の管理・運営をする民間企業やNPOなどの団体に代行させることを目的とした制度のこと。

新型コロナウイルス感染症 （掲載ページ：P.12、30、106）

＝重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2による感染症で、2021年1月30日に世界保健機関（人間の健康を守ることを目的として設立された国連の専門機関）により国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。その後、2023年5月4日に宣言が解除され、日本においても2023年5月8日に感染症の分類が2類から5類（通常のインフルエンザ相当）へと移行した。

新町建設計画 （掲載ページ：P.2）

＝西伊豆町、賀茂村の合併後の新町の速やかな一体化を促進し、二町村の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とした基本的な計画のこと。

スクールカウンセラー （掲載ページ：P. 56）

＝学校現場において、児童生徒、その保護者等に対して、臨床心理に関する専門的知識を生かしながら学校の訪問等を通じて支援を行う専門員のこと。

スクールソーシャルワーカー （掲載ページ：P. 56）

＝教育や社会福祉の専門的知識・技術を有し、課題を抱える児童生徒と福祉をつなぐためのコーディネーター的存在として、各家庭や学校の訪問等を通じて支援を行う専門員のこと。

世界農業遺産 （掲載ページ：P. 8）

＝農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を含む地域（農林水産業システム）を認定する制度のことで、国連食糧農業機関（FAO）が認定を行うものを世界農業遺産という。

た 行

ダウンサイジング （掲載ページ：P. 94、103）

＝サイズを小さくすることを指す。モノや組織など様々なことに関して用いられる。

地域おこし協力隊 （掲載ページ：P. 47、78）

＝人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていく事を、目的とした制度のこと。

地域プロジェクトマネージャー （掲載ページ：P. 46）

＝地方公共団体が重要プロジェクトを実施するに当たり、外部専門人材、地域、民間などの関係者間の橋渡しをしつつ、プロジェクトをマネジメントできる人材を雇用した場合、国の財政支援が受けられる制度及び当該制度を利用して雇用した人材のこと。

特殊詐欺 （掲載ページ：P. 70、71）

＝振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称のこと。

匿流犯罪 （掲載ページ：P. 151）

＝匿名・流動型犯罪グループの略称。2023年7月に警察庁が「SNSを通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団」と定義した組織犯罪の類型のこと。

は 行

P D C A サイクル （掲載ページ：P. 19、106、112）

＝P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（検証・評価）、A c t i o n（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくこと。

ファムトリップ （掲載ページ：P. 30）

＝海外の旅行関係者やメディア関係者を、観光担当者が自らの地域へ招待して、観光情報を旅行商品や旅行情報として取り上げてもらうよう働きかけること。

ふるさと納税 （掲載ページ：P.13、31、44、112、114、115）

=ふるさとや応援したい自治体へ寄附をした個人や法人の納税額を軽減する制度のこと。

フレイル （掲載ページ：P.76、77）

=健康な状態と要介護状態の中間の段階の状態で、予備能力低下により身体機能障害に陥りやすい状態のことの総称。

ま 行

マイナポータルサイト （掲載ページ：P.110）

=内閣府が運用するマイナンバーの総合サイトのこと。

マイナンバーカード （掲載ページ：P.110、111）

=身分証明書の1つで、持ち主の氏名、住所、生年月日などをICチップに記録するICカードのこと。

学びのセーフティネット （掲載ページ：P.56）

=いじめ撲滅、不登校などへの対策としてスクールカウンセラーの拡充などを図り、児童生徒の心のケアに万全を期す体制（仕組み）のこと。

ミックスペーパー （掲載ページ：P.101）

=資源回収の対象である「新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック」以外の紙類のこと。

や 行

ユニバーサルデザイン （掲載ページ：P.97）

=障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

ら 行

ローリング方式 （掲載ページ：P.19）

=策定した計画を毎年度修正や補完を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

◆町 章 （平成 17 年 5 月 21 日制定）



西伊豆町の「N」の文字を基調に、豊かな自然の西伊豆町を象徴的に表現しています。

オレンジは太陽、青は海で、夕陽の美しい西伊豆町のイメージです。

◆町の花 （平成 17 年 5 月 21 日制定）

「つわぶき」

古くから親しまれている自生する花で、深緑の葉の中に咲く黄色い花は紺碧の海、黄金色の夕陽に映え、西伊豆町に相応しい花です。



◆町の木 （平成 17 年 5 月 21 日制定）



「つばき」

強い西風にも負けず咲く花、年を通して隆々と艶やかな光沢のある緑の葉は、自然豊かな西伊豆町のどこでも見られ、古くから最も親しまれている木です。